

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について」及び
「感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正
する法律による改正後の医療法に基づく協定等について」について**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。

本通知は、改正後の感染症法に基づく医療措置協定及び医療法に基づく協定等に関係して、2本の通知が発出された旨、知らせるものです（下記概要）。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●日本医師会通知より引用

◆「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について（感染症法関係）

改正感染症法第36条の3第1項の規定に基づく医療措置協定に関し、協定締結を進める際の参考として、標記のガイドラインが作成されました。

本ガイドラインでは、改正感染症法の医療措置協定の内容を中心に、令和6年度の施行に向けた対応あるいは施行後の対応について、また協定締結に当たっての協議の進め方や協定締結後の履行状況等の報告等に係る事項に関して等について、都道府県担当者及び医療機関の担当者が参照することを想定して、留意点等をまとめたものとなっています。

ガイドラインの別添2-1には、「病院・診療所ver」の医療措置協定書のひな形がございますが、ガイドライン本文の8ページからその解説（第4条个人防护具の備蓄、第8条協定の措置を講じていないと認められる場合の措置（正当な理由関係）等）がなされておりますので、双方照らし合わせの上ご確認ください。

また、20ページからの「(3) 都道府県医療審議会のプロセス」では、協定締結の協議に当たっては、診療所が行う協議等の手続きについて医師会などの関係団体が協議の窓口となり、とりまとめるといった対応も可能であるので、地域の実情に則して対応されたい旨が記載されております。

都道府県行政に対しては、当該ガイドラインを活用しつつ、地域医師会等の医療関係団体とも連携いただきながら医療機関との協議に当たるなど、改正法の令和6年4月1日からの施行に向けた取り組みが依頼されております。

併せて、令和6年度からの予防計画・医療計画（「新興感染症発生・まん延時における医療」にかかる）の策定・作成に当たって、令和5年度前半には、新型コロナの対応を念頭に医療機関調査（事前調査）を行い、その結果に基づき、その後の対応を進めることが求められています。

当該事前調査についても、本ガイドラインの中で調査票例等、具体の進め方が示されており、事前調査結果などを含め、来年度からの予防計画・医療計画の策定作業や医療機関との協定締結状況について、今後、厚生労働省から都道府県行政に進捗等について確認することが予定されております。

なお、協定締結作業については、令和5年度中から順次実施し、令和6年9月末までに完了することを目指すこととされております。

◆「感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の医療法に基づく協定等について」（医療法関係）

改正医療法第30条の12の6 第1項の規定に基づく協定（DMAT協定及びDPAT協定）について、上記と同様にひな形と解説について記載がなされております。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)